9月 Service Start

スマートハイムシティ あつぎの丘

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

JOJO COMMUNITY RIDE

From Place to Place
JOJO コミュニティライドで、環境に配慮しながら街中を楽しく、自由に移動できます。
ライドを楽しみながら、街と調和しよう！

Find a JOJO
利用可能な JOJO を探す。

SCAN & Unlock
二次元バーコードをスキャンして解錠。
立ち寄り地では、一時停止機能で施錠可能。

Ride with Safety
ルールを守って安全運転
※この機体は車道のみ走行可能です。
歩道は走行出来ません。

Return to Paking
ご利用後は必ず駐車ステーションへ戻してアプリで施錠してください。

Let's JOJO!
景色を楽しみながらの通勤など、日常生活をエンジョイ！ JOJO にチェンジし、安全でクリーン未来へ。
私たちのマイクロモビリティが都市を再建するのを手伝ってください。

乗車について

Q 乗車方法を教えてください。

A
① 片足を車体に乗せて、
もう片方の足で地面を数回蹴る
② 速度が安定したら、両足を乗せて
ハンドル右側にあるアクセルレバー押し加速
③ 減速・停止は、左右のブレーキレバーを握る

Q 免許は必要ですか？

A 特定小型原付は、免許証は不要ですが、
年齢が 16 歳未満の方は乗車いただけません。

Q 専用駐車ステーション以外で返却できますか？

A 返却は専用駐車ステーションのみで可能です。
ただし、一時停車が可能です。
（機体にロックがかかります）

Q 利用料金はいくらかかりますか？

A
① 利用開始基本料金 ：**50 円**（税込）最初の 1 分
② 以降 1 分毎　　：**10 円**（税込）
スマートハイムシティあつぎの丘
分譲地住民専用クーポン 50%割引
※お支払いはアプリ内クレジットカード自動課金
※クーポンは時期により、内容が異なる場合があります。

Q ヘルメットは必要ですか？

A 特定小型原付は、
ヘルメットの着用は努力義務です。
安全上、ヘルメットの着用を推奨致します。

Q 歩道を走ることができますか？

A この特定小型原動機付自転車（電動キックスクーター）は、時速６キロ走行時緑点滅機能がない為、歩道を走ることは出来ません。
歩道を移動する際は、降車し、車体を押して歩いてください。通常の道路に於いては、車道の一番左端を走行します。

ご利用エリア

電動キックスクーターポート中心に半径 10 ㎞以内走行可能
※範囲外に出るとアクセルがオフになります

スマートハイムシティあつぎの丘　全体区画図

電動キックスクーターポート（2023 年 6 月 29 日撮影）

ご利用方法

スマートハイムシティ あつぎの丘

NiSUMU※から電動キックスクーター アプリ（JOJO）のダウンロード

※「NiSUMU（ニスム）」株式会社 Secual と積水化学工業㈱が共同開発したスマートタウン向け統合サービス。別途各自で各種設定が必要となります。対応している OS 等に制限がございます。

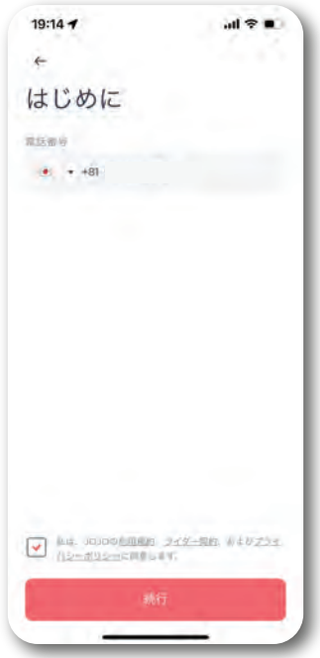

携帯電話番号の認証

ユーザー情報登録（名前 Email）

免許証等本人確認書類アップロード

自撮り写真による券面との自動確認

決済方法の登録（クレジットカード登録）

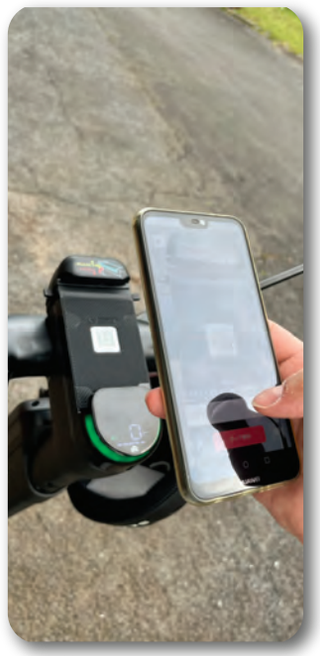

本体の二次元バーコード読み取り

利用料金の確認

初めてご利用の際は道交法テスト。答案あり。

解錠してスタート、一時停止ボタン機能でレンタル中も施錠可能

返却は必ず駐車ステーションへ返却。終了時は、駐車状況を写真に撮りアップロードしてライド終了。

ご利用条件及び乗車ルール

● 乗車する前に

16 歳未満の者の運転の禁止

特定小型原動機付自転車を運転するのに運転免許は必要ありませんが、
16 歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転することは禁止されています。

飲酒運転の禁止

お酒を飲んだときは、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。

乗車用ヘルメットの着用

特定小型原動機付自転車の運転者には、乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されることとなりました。
交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。
自分の命を守るため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

二人乗りの禁止

特定小型原動機付自転車は、二人乗りをしてはいけません。

又貸し禁止

ご利用登録された人以外がご乗車は禁止です。アカウント登録者が必ずご乗車ください。

走行中のスマホ操作、注視禁止

車両が停止しているときを除き、スマートフォン等を通話のために使用したり、
その画面に表示された画像を注視したりしないこと

● 通行する場所

車道通行の原則

車道と歩道又は路側帯の区別があるところでは、車道を通行しなければなりません（自転車道も通行することができます）。
道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側を通行してはいけません。
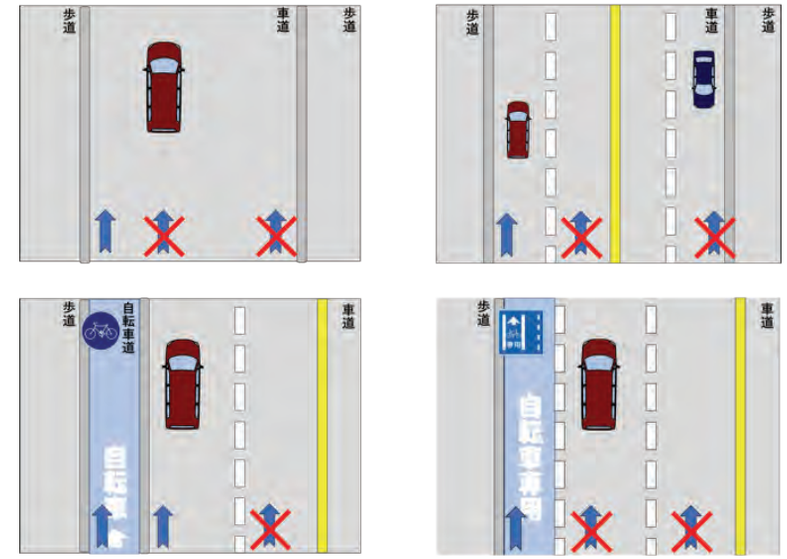
※この機材は歩道を通行することは出来ません。道路標識等により歩道を通行できることとされていても、歩道走行用に時速 6 キロ以下走行時に緑点滅しない為、歩道を通行することができません。